

令和7年9月定例会 経済委員会（付託）

令和7年9月25日（木）

〔委員会の概要 農林水産部関係〕

出席委員

委員長 沢本 勝彦
 副委員長 重清 佳之
 委員 岡田 理絵
 委員 井村 保裕
 委員 寺井 正邇
 委員 北島 一人
 委員 仁木 啓人
 委員 岸本 淳志
 委員 古川 広志
 委員 岡田 晋

議会事務局

議事課副課長 山田久美子
 議事課課長補佐 一宮 ルミ
 議事課主任 横山 雄大

説明者職氏名

〔農林水産部〕

部長	里 圭一郎
副部長	七條 和義
副部長	鈴木 光明
次長（水産振興課長事務取扱）	岡久 正治
農林水産政策課長	平畠聰一郎
農林水産政策課農地政策室長	矢野 聰
みどり戦略推進課長	水口 晶子
みどり戦略推進課販売・物流支援室長	新居 義治
鳥獣対策・里山振興課長	渡辺 裕恭
畜産振興課長	福見 善之
畜産振興課家畜防疫対策担当課長	片山久美子
林業振興課長	須恵 丈二
林業振興課木材増産・加工流通担当課長	木本 正二
漁業管理調整課長	嶋村 一郎
農林水産総合技術支援センター所長	伏谷 茂
農林水産総合技術支援センター副所長	宮崎幸一郎
農林水産総合技術支援センター経営推進課長	山本 憲

農林水産総合技術支援センター経営推進課

企画・プロジェクト担当課長	富永 貴嗣
農山漁村振興課長	中原 幹起
生産基盤課長	若山 健一
生産基盤課水産基盤・国営担当課長	野村 卓也
森林土木・保全課長	井村 慎也

【報告事項】

なし

沢本勝彦委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（11時30分）

これより農林水産部関係の審査を行います。

農林水産部関係の付託議案につきましては、さきの委員会におきまして説明を聴取したところですが、この際、理事者側から報告事項があればこれを受けることにいたします。

里農林水産部長

本委員会における報告事項はございません。

御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

沢本勝彦委員長

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

岡田理絵委員

まず、農林水産物の輸出についてお伺いしたいと思います。

いろいろ国の発表とかによりますと、農林水産物の輸出は昨年初めに1.5兆円超えをして、今年の上半期実績でも非常に好調が続いているという報道がありました。

それで、徳島県の現状はどういうふうになっているのか、令和6年度における輸出状況について教えてください。国が良いから徳島県も良いと期待しながら、質問したいと思います。

新居みどり戦略推進課販売・物流支援室長

ただいま、令和6年度の農林水産物等の輸出の状況について御質問を頂きました。

令和6年度の農林水産物等の輸出金額につきましては、令和5年度の41.5億円から8.4億円増加いたしまして、過去最高の49.9億円となりました。

その要因といたしましては、令和5年8月からのALPS処理水の海洋放出に伴います中国による国産水産物の輸入規制により、水産物が前年度比マイナス46.4%、6.5億円減少し7.6億円となる一方で、東南アジアや中東への牛肉の輸出が大きく伸びたことから、

畜産物が前年度比プラス107.8%、12億円増加し23.7億円となるとともに、木材や木材加工品が、米国向けの輸出増加により前年度比プラス41.4%の5.9億円に増加したことなどから、全体として過去最高の輸出額となりました。

岡田理絵委員

今の中の、牛肉で12億円増というのはハラールの牛肉になるんですね。分かりました。これは今、為替を円換算でしてくれているけど、為替レートが良くなつたから上がつたとかじやなくて、実質の量も出ているという解釈でよろしいですか。

新居みどり戦略推進課販売・物流支援室長

今、為替の影響があるのかどうかということですが、為替の影響も多少あります、特に牛肉につきましては数量がかなり増加しておりますので、販売数量の増加が一番大きい要因と考えております。

岡田理絵委員

そうしたら、令和6年度は売上げといいますか、輸出量と金額共に非常に良かったというお話なんですけれども、徳島県としても、いろんな国に対していろいろな農林水産物の販路拡大という取組を今もされている現状があるんですが、徳島県として今後の取組をどのように戦略的に攻めていくのかについて、教えてください。

新居みどり戦略推進課販売・物流支援室長

ただいま、輸出の販売開拓等に向けた今後の戦略について御質問を頂きました。

先ほどもお話ししましたが、令和6年度の輸出金額は過去最高の49.9億円となりましたが、更なる輸出の拡大につきましては、主要な輸出先でありますアジアの商流を拡大するとともに、新たな需要が見込める多様な市場の開拓が必要と認識しております。

このため、公益社団法人徳島県産業国際化支援機構等と連携し、各国ごとのニーズや規制等の分析により、輸出先や品目を明確化したプロモーションを実施してまいります。

具体的には、アジアの商流拡大につきましては、一人当たりのGDPや在留邦人数、人口当たりの日本食レストラン数、主要な県産農林畜産物の検疫条件等を勘案しまして、香港、台湾、タイ、マレーシア、シンガポールを重点輸出国として、経済ミッション等により生まれました新たなつながり等も生かしながら、現地輸入事業者等と連携して効果的なプロモーションを実施してまいりたいと考えております。

次に、新たな需要が見込める多様な市場の開拓につきましては、検疫や規制が厳しいものの、高い購買力を有しますEUや北米におきまして、まずEUにつきましては、世界中から一流料理人が集まりまして、特にフランス・パリでトレンドとなつたものが世界での高評価につながり、ひいては国内での評価も向上するという効果が見込まれますことから、去る7月にはジャパンエキスポ・パリでPRを実施いたしましたほか、今後、アンテナショップGOENでのテストマーケティングや、フランスの若手シェフなどを対象としたしました料理教室などを実施することとしております。

また、北米につきましては、牛肉、水産物などのハイエンド層の需要が増加しております。

すことから、これらの層をターゲットとしたプロモーションを展開いたします。

加えて、ハラール牛肉の輸出が順調に増加しておりますので、東南アジアや中東のハラール市場におきましては、富裕層を中心にハラール牛肉はもとより高品質なハラール食材につきまして、加工品やハラール商品の輸出拡大に向けたプロモーションを展開してまいります。

今後とも、本県農林水産物等の輸出拡大に向けまして、輸出事業者や関係機関と一体となり、新たな販路開拓に向けたプロモーションや事業者の取組を支援いたしまして、本県農林水産業の持続的発展につなげてまいりたいと考えております。

岡田理絵委員

アジアとヨーロッパ、北米という、いろんな大陸に向けての戦略ということで、徳島県の食材が売り込まれていくのは非常に期待が大きいところなんですけれども、ただ、今の答弁を聞いていますと、やはりお肉系が多いのかなと思うんですが、できましたら鳴門の産物であります魚とか鳴門金時とか、レンコンとかナシとかも、ナシも今までにもいろいろ輸出を試みてくれていた経緯はあるんですけど、なかなかうまくいっていないところもあるし、できたらお肉と抱き合させて野菜も売ってもらうような戦略をいろいろ考えてもらえたたらというところがあるんです。

それと一つ教えてもらいたいのは、高品質なハラール食材で、ハラールのお肉以外にも食材を売り込んでいきたいというところがあったんですが、この食材は何を意図されて何を示されているんですか。

新居みどり戦略推進課販売・物流支援室長

ただいま、今後のプロモーションを展開していくこうとするハラール商品についての御質問を頂きました。

まず、ハラール牛肉は中東と東アジアで大変人気を博しております。これに併せて、ハラールでは畜産物で阿波尾鶏もハラール認証を取られているところがございますので、そういうものでありますとか、加工品についても様々なものがハラール認証、NAHAの認証を取っておりますので、それらも併せてプロモーションを行っていきたいと考えております。

また、水産物につきましてもハラール等の規制が緩いので、併せて中東地域等でのプロモーションを進めてまいりたいと考えております。

岡田理絵委員

世界各地で徳島の食材が皆さん方の口に入っておいしいということで、また是非うまくリピーターにつなげていってもらって、それがひいては徳島に来るきっかけになることを非常に期待したいところですので、しっかり戦略を立てながらヨーロッパでの販路拡大につなげてもらいたいと思います。

それで本会議でも言っていた、来年の6月にはフランスで大相撲の阿波おどりの大会をするというのもありました。

その時に向けて、食も一緒に盛り上がり上げていけるような取組を是非していただけたらということで質問を終わりたいと思うんですけど、ただ輸出に関しては、輸出ができる食材

と輸出ができない食材というところで、先ほども言ったように、加工したらいけるけど、そのままではなかなか無理というところもあります。

そのあたりで、生産者の方たちみんなのモチベーションが上がっていくように、一部の方たちがやっているというのではなくて、県全体の農家さん、水産業者さん、林業の方たちが、それがああいう方法でしたら出せるのか、それぞれの支援策であったりアドバイスであったりをもらえるような仕組みづくりもしっかりとしてもらって、県を挙げて輸出に取り組めるような体制づくりも構築していただきたいと要望して、あるかもしれないけど、もう既にあるところは強化してもらって、参加しやすい仕組みづくりをしていただけたらと思いますので、そこは是非要望させてもらって終わります。

岸本淳志委員

先ほど、岡田委員からの質問の中でお話がいろいろ出たんですけども、他県に先駆けて、本県の県産ハラール牛肉の販路拡大に取り組んでこられたと思いますが、これまでの県の取組やその成果について、3点ほどお伺いさせていただきたいと思います。

まず、改めて県産ハラール牛肉の販路拡大に向けた県のこれまでの取組について教えていただけたらと思います。

福見畜産振興課長

ただいま岸本委員より、県産ハラール牛肉の販路拡大に向けた県のこれまでの取組について御質問を頂きました。

県はこれまで、県産牛肉の海外展開を目指し、平成28年に、事業者が行うイスラム教の戒律に沿って牛を解体するハラール専用食肉施設の整備を支援するとともに、マレーシアを中心としたアジア地域において、現地でのプロモーション活動や現地バイヤーの招へいなどのサポートを実施し、販路拡大に取り組んできたところあります。

また、令和6年9月には、ハラール圏での更なる牛肉市場の拡大に向け、官民一体となって、より包括的かつ効率的な活動を促進するため、生産者、食肉処理施設、輸出事業者、行政から成る輸出コンソーシアムを設立し、マレーシア、インドネシアでの更なる販路拡大に向け、プロモーション活動に取り組んでいるところです。

岸本淳志委員

これまでの様々な取組の成果といたしまして、輸出量が目安になってくると思いますが、輸出を開始してからこれまでの輸出の推移について教えていただけたらと思います。

福見畜産振興課長

ただいま岸本委員より、輸出を開始してからこれまでの輸出量の推移についての御質問を頂きました。

県産ハラール牛肉の輸出量の推移につきましては、輸出を開始した平成29年度の12tから着実に輸出量を伸ばし、令和6年度は過去最多の543tとなっており、輸出開始時の45倍の輸出量まで増加している状況となっております。

主な輸出相手国としましては、マレーシアが429tと最も多く、次いでインドネシアが

84tとなっており、両国で全体の90%以上を占め、特にマレーシアにおきましては、日本産のほぼ100%を県産ハラール牛肉が占めており、県産ハラール牛肉の輸出を大きくけん引している状況となっております。

岸本淳志委員

特にマレーシアで非常に大きく伸びていることが、よく分かりました。

イスラム諸国への牛肉の輸出は、現地での牛肉の国際競争の激化であったりとか、国内のほかの食肉処理場におけるハラール圏への流通ルート整備に伴い、今後ますます競争が激化していくことが予想されると思います。

そのため、今後、県産のハラール牛肉の輸出拡大に向けて、どのような取組を行っていくのか教えていただけたらと思います。

福見畜産振興課長

ただいま岸本委員より、今後の県産ハラール牛肉の輸出拡大に向け、どのような取組を行っていくのかについて御質問を頂きました。

本年6月補正予算でお認めいただいた徳島県産ハラール牛肉海外輸出強化事業において、今後、人口が多く需要が見込まれるインドネシアや、新たな市場として富裕層の多いUAEをターゲットとした販路拡大に向けた取組を強化しているところです。

具体的には、今後、輸出量増加が見込まれるインドネシアとUAEのインポーターや食肉流通事業者ほか現地関係者を本県に招へいし、適正な飼養管理がなされた生産牧場や厳格なイスラム戒律に合致した食肉施設の工程の視察、サーロインなど高級部位以外の利用拡大を図るための試食会などを通じて、県産ハラール牛肉のおいしさ、すばらしさを現地関係者に訴求していくとともに、日本国内に居住しているイスラム教徒の方やインバウンドの方にも県産牛肉を認知してもらえるよう、大消費地での商談会に参加する予定しております。

今後とも、県産ハラール牛肉の輸出拡大、認知向上に努め、本県の畜産振興にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

岸本淳志委員

アジア地域の販路拡大はもとより、中東地域への県産ハラール牛肉の輸出の展開は大きな可能性を秘めていると思いますので、今後も販路拡大、消費拡大に向けた取組を積極的に進めていただけたらと思いますので、よろしくお願ひいたします。

次に今、旬を迎えております本県特産のスマチでございますけれども、神山町で大阪・関西万博の徳島県ブースを訪れた方がスマチの収穫体験をされたり、女性タレントの方が徳島すだちアンバサダーに就任されたという報道がありました。

そこで、それぞれの経緯について教えていただけたらと思います。

富永経営推進課企画・プロジェクト担当課長

ただいま岸本委員より、スマチの収穫体験、それから徳島すだちアンバサダーについて御質問がありました。

まず、9月7日に神山町で実施されました収穫体験につきましては、スダチの魅力発信につなげることを目的に、約10年前から神山町やJA徳島県などと連携し行っているものでございます。

例年は、県内からの参加者が大半を占めているところですが、今回、7月下旬に大阪・関西万博にて開催したイベント、徳島のなつやすみにおいて募集チラシを配布したところ、定員の40名を超える49名の参加があり、そのうち県外の参加者は大阪府や兵庫県、福井県、三重県、香川県からの32名となり、大幅に増加したところです。

今後は、来年の実施に向けまして県外でのPR方法について検討を行うとともに、参加者のフォローアップによるリピーターの確保や、一般社団法人神山つなぐ公社が実施する、すだちワーキングホリデーin神山への参加につなげることとしております。

次に、徳島すだちアンバサダーについてでございますが、本県や関係市町村、JA、JA全農とくしま等で構成する、徳島県すだち・ゆこう消費推進協議会から、徳島スダチの魅力発信に御協力いただきため、9月8日、俳優・タレントであります堀未央奈さんに徳島すだちアンバサダーを委嘱しております。

堀未央奈さんは、かねてよりメディアやSNS等を通じてスダチ好きを広く公言されており、当協議会より徳島すだちアンバサダーへの就任を依頼し快諾いただいたものです。

今後は、高い情報発信力を有する堀未央奈さんにイベントやSNS等において徳島スダチの魅力を伝えていただき、一層のスダチファンの獲得を目指すこととしております。

岸本淳志委員

神山町での取組は、スダチに関する魅力発信だけではなくて、そこに収穫体験に来ていただいた関係人口の増加にも非常に効果があると思っております。

また、徳島すだちアンバサダーにつきましては、特に若い方々に向けてスダチの魅力を知っていただけたらと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

このような取組により、スダチの魅力が広がって更なる消費につながれば良いと考えておりますけれども、県ではどのようにスダチの販売拡大に取り組んでいくのか教えていただけたらと思います。

新居みどり戦略推進課販売・物流支援室長

ただいま、スダチの販売拡大につきまして御質問を頂きました。

県では、公益社団法人徳島県産業国際化支援機構と両輪になりまして、徳島県すだち・ゆこう消費推進協議会や卸売市場、民間企業等と連携いたしまして、量販店での試食販売や飲食店でのすだちフェアの開催、PR トラックを活用いたしました大規模イベントでのPRなどを通じまして、スダチの販売拡大に向けた積極的なプロモーションを展開しているところでございます。

令和7年度におきましては、まず首都圏におきまして、刺身や焼き魚だけでなく様々な料理や飲み物で利用していただくために、飲食店を中心としたプロモーションを実施しております、具体的には、有名百貨店のレストランフロア8店舗でのスダチを使った特別メニューの提供や、高円寺や南越谷阿波おどりと連動した、近隣飲食店64店舗での徳島スダチを使用したオリジナルドリンクの提供などを実施するとともに、11月には、私鉄の鉄

道沿線の飲食店約20店舗や飲食店チェーンと連動、連携し徳島フェアを実施いたしまして、スダチを使ったメニューの提供を行うこととしております。

また、スダチについて認知度の高い関西圏におきましては、更なる利用促進を図るため、販売店や大型イベントを活用いたしまして、百貨店の鱧フェアでのスダチプレゼントや、京セラドーム大阪の徳島県プロモーションで来場者5,000人にスダチを配布するなど、スダチのPRなどを実施しております。

また、県のPRトラック、でり・ぱりキッチン阿波ふうど号を活用いたしまして、県内のスポーツイベントでスダチを使った試食を提供するなど、県内でもスダチの魅力を伝えるプロモーションを行っております。

さらに、海外におきましては日本食レストランでの利用を推進するため、日本食が特に浸透しております香港、シンガポールなどでスダチを使ったフェアや商談会を開催いたしまして、スダチやスダチ果汁のプロモーションを行うとともに、食について発信力の高いEUにおきましては、アンテナショップGOENや、先ほども申しましたがジャパンエキスポート・パリでPR販売をしているところでございます。

今後は、徳島すだちアンバサダーにも、SNSを通じて新たなスダチファンの獲得等を図っていただきますとともに、国内外でのスダチの販売促進に向けたプロモーションを開いて販売拡大につなげてまいりたいと考えております。

岸本淳志委員

国内はもとより県、海外でのスダチの利用が増えることで、農家の所得が上がっていけば良いと思います。

需要が増えるということは、安定供給の問題が出てまいりますけれども、近年、スダチは大手飲食チェーンのメニューにも利用が広がっていると聞いておりまして、そういう需要に応えるには供給力の強化が必要であると考えております。

県ではこれまで、ハウス栽培や冷蔵貯蔵とかの技術開発による周年出荷体制の整備とか、圃場の造成であったりとか、集約した施設整備に対する支援を行ってこられたと思います。

正に、こうした官民一体となった振興策を行ってこられましたが、そうした中でスダチに関する生産性の課題と今後の生産維持・拡大のために、県においてどのような振興策を行っているのでしょうか。

富永経営推進課企画・プロジェクト担当課長

ただいま岸本委員より、スダチに関する生産上の課題、それから生産に関する振興策ということで御質問を頂きました。

スダチにつきましては、大半の園地が中山間の傾斜地にあることから機械化が難しく、収穫をはじめとした管理作業が夏季に集中することで作業負担が大きく、担い手の減少や高齢化と相まって、ここ10年間で生産量が約4割減少しております。

このままでは、中山間地域の経済を支えている重要な産地が縮小するだけでなく、これまで開拓してきた市場の期待に応えられないことから、昨年度、ブランド価値の喪失につながるということで露地・貯蔵すだち次世代産地プロジェクトを立ち上げまして、担い手の確保をはじめ、栽培管理の省力化や園地の若返り、貯蔵技術の強化等による生産力の向

上を進めております。

具体的には、町村やJA等と連携して行っております新規就農者への育成講座の実施や、ドローン防除やロボット草刈機などスマート農業技術の導入支援、それから栽培管理の効率化や耕作放棄地対策にもつながる平坦地での新植、果皮の緑色が長持ちする新品種、勝浦1号の導入によります周年供給体制の強化などに取り組んでいるところです。

また本県では、プロジェクトの実現に不可欠な新技術の開発や新たなビジネスモデルの創出を図るため、高度な専門技術を持つ企業や大学など多様なプレイヤーと連携した、とくしま農林水産業イノベーションHUBを立ち上げており、その取組の一つとして、丸亀製麺等の店舗を運営する株式会社トリドールホールディングスを中心にJA全農とくしまや鮮度保持機器メーカーなどと連携し、今月からスダチの長期貯蔵技術の実証を開始しております。

具体的には、従来の貯蔵方法の管理温度よりも低い零度帯でスダチを貯蔵し、更に高品質かつ長期間保存できる技術を確立することによりまして、出荷量が減少する2月、3月にスダチを安定供給し、新たな需要の創出拡大につなげてまいりたいと考えております。

これからも市町村や関係機関、民間企業等と緊密に連携し、各種施策を効果的に投入することによりまして、スダチの生産を次世代に継承できますよう全力で取り組んでまいります。

岸本淳志委員

露地・貯蔵すだち次世代産地プロジェクトや、とくしま農林水産業イノベーションHUBにおいて、担い手の育成や新たな技術開発を進めていると御答弁いただきまして、県ではスダチの生産力向上や安定供給に向けて、多角的に取り組んでおられることがよく分かりました。

スダチは、徳島県を象徴するといつても過言ではない農産物であり、スダチの味わいを通して、県外や海外の方に是非とも徳島県に興味を持っていただききっかけになればと思っております。

これからも、徳島県の誇るスダチについて生産力向上にしっかりと取り組んでいただきたいと思っておりますし、安定供給とともに所得の向上につなげていくようにしていただけたらと思っております。

最後に、ターンテーブルについてお伺いさせていただきたいと思います。

ターンテーブルの現在の賃貸借契約は令和9年3月までとなっておりまして、今年度中に契約を更新するかどうか決める必要があると伺っており、6月の付託委員会で、ターンテーブル運営評価委員会を設置して今後の方針を決定するとの答弁がございましたけれども、現在の状況を教えてください。

新居みどり戦略推進課販売・物流支援室長

ただいま岸本委員より、ターンテーブル運営評価委員会について御質問を頂きました。

委員お話しのとおり、ターンテーブルの賃貸借契約につきましては、現在2期目となっておりまして、契約期間が令和4年4月から令和9年3月までの5か年となっております。

県と物件管理者でありますJapan asset management株式会社との賃貸借契約では、賃貸

借契約満了の1年前までに県が再契約の申入れを行った場合に、賃借人としての地位を優先的に確保することになっておりますことから、令和7年度中に建物の賃貸借契約の更新や、今後のターンテーブルの方向性について検討する必要がございます。

このため、経済効果や経営情報発信、生産者、物産といった各専門分野の外部委員から成りますターンテーブル運営評価委員会を設置いたしまして、各委員の皆様に、ターンテーブルが、徳島県や県産品の認知度向上ですとか、県産品の販売拡大と販路開拓、観光や移住など、人の流れの創出につながっているかなどの視点で、設置効果を客観的に検証、評価していただいているところでございます。

具体的には、去る8月1日に開催いたしました第1回委員会で、各委員の皆様に運営設置の目的やスケジュール、ターンテーブルのこれまでの運営状況等を御説明させていただきました。

また、8月29日の第2回委員会では、各委員の皆様にターンテーブルに行っていただきまして、現地を視察いただき、レストランのランチを食べていただいたり、公園をはじめとする施設の周辺環境やマルシェの状況、宿泊施設等の部屋の状況等を見ていただきまして、これまでの取組について、委員さんからスタッフや運営事業者などにヒアリングしていただいたところでございます。

岸本淳志委員

現在の状況は、よく分かりました。

今後、どのように進んでいくのか教えていただけたらと思います。

新居みどり戦略推進課販売・物流支援室長

今後のスケジュールについて、御質問を頂きました。

次の第3回のターンテーブル運営評価委員会につきましては、10月中旬に開催する予定としておりまして、この第3回委員会で委員の皆様の御意見を取りまとめさせていただくこととしております。

なお、取りまとめさせていただきました御意見につきましては、11月定例会の委員会で御報告させていただきます。

岸本淳志委員

ターンテーブル運営評価委員会において、開設からこれまでのターンテーブルの設置効果をしっかりと検証、評価いただきたいと思っております。

個人的には、現在の場所での継続にとらわれず、移転型やポップアップ出店等が効果的と思います。県において、こうした可能性についても検討いただけたらと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

沢本勝彦委員長

午食のため、休憩いたします。（12時03分）

沢本勝彦委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（13時02分）
それでは、質疑をどうぞ。

寺井正邇委員

お米が高いので、農家はほつとしているのかなと思いますけれども、今日はお米の話をしません。

実は、前回1回やったような気もするのですけれども、外国から入ってくる特定外来生物について、先日、テレビを見ておりましたら、ナガエツルノゲイトウという、水槽に入れて魚を飼う時に一緒に入れるような水草なのですが、すごいことになってきているという感じがしたわけです。

小さく白い綺麗な花が咲くのですけれども、成長スピードがものすごく、県外ですが茨城県や千葉県では農家が大変苦労しているということで、分げつといいますか、どんどん伸びていくという世界があって、イネと同じ時期なので、イネの分げつ時期にそれが絡みついて分げつを抑えるというか妨げるようなこともあるし、いっぱい生えるとコンバインが壊れたりとかもあるようでございます。

先ほども言いましたが、実はこの植物は非常に繁殖がしやすいと、例えば1cmの茎が残ったら、そこから発根して次々と広がっていくようなことが言われておりまして、2mmの根の茎があれば、それでも再生するようなことが言われているところです。

除草剤もあるのはあるそうですが、農家が非常に苦慮しながら草を手で取っているわけですけれども、1回生えたらいわゆる地下部が1mも入って繁殖する世界で、1年は出なくとも、すぐに次の年に出てくることも言われているようでございます。

実は、既に四国にも入っているのかなと思うわけでございますけれども、県はどのように状況を捉えられているのか、教えていただきたいと思います。

中原農山漁村振興課長

ただいま、ナガエツルノゲイトウの本県での状況について御質問を頂きました。

本県では、今切川水系ほか吉野川水系におきまして生育が確認されております。

委員お話しのように、繁殖力が非常に強いということで、早期発見、早期駆除により、とにかく拡散させないことが非常に重要であると認識しております。

確認された地域では、県や市町といった河川、水路の管理者の皆様、また小規模な水路では、水路を管理している農家の皆様のお力を借りまして駆除作業を推進しているところでございます。

寺井正邇委員

水源となる川とかになってくるわけでございますけれども、実は私は吉野川北岸土地改良区の理事長をしているのですが、約6,000haの農地が管轄にあるわけでございまして、例えば、池田の所の取水口で水を取るわけでございます。そこから全ての土地にパイプ配管でつながれているわけですけれども、その所に2mmとか1cmのかけらが入ったら、発根して広がっていく植物が入ってきたら一気に広がるという世界で、大変なことになるのではないかとも感じているわけでございます。

これからどういう広がりを見せるか分かりませんけれども、県としてはそういう対策も練っているのかお聞きしたいと思います。

中原農山漁村振興課長

ただいま、ナガエツルノゲイトウの他県からの侵入を防ぐ防除対策、それから県の取組について御質問を頂きました。

まずは県民の皆様に、これは非常にすごい外来種だということでその特徴を知っていただけ、県のホームページなどで注意喚起や駆除方法などの情報につきまして広く周知を行い、防除の呼び掛けを行うとともに、先ほど申しましたように、発見された場合は速やかな駆除に努めているところでございます。

今後とも、関係部局や市町村、農業者、一般県民の皆様と連携しながら、早期発見、早期駆除に努めてまいりたいと考えております。

また、昨年度なのですけれども、環境省の中国四国地方環境事務所が主体となりまして、今お話がありました吉野川の水源でもあります四国4県の担当者を対象に、ナガエツルノゲイトウをテーマにした座学、現地調査、情報交換等のブロック会議が行われたところでございます。

今後とも、他県とも情報を共有しまして、足並みをそろえて早期発見、早期駆除、そして拡散させない取組を徹底してまいりたいと考えてございます。

寺井正邇委員

既に4県でそういうお話をしているのは非常に有り難いと思うのですけれども、例えば吉野川でしたら、愛媛県では銅山川があるし、高知県も吉野川の源流ですが、愛媛県や高知県では、いまだにこの植物は確認されていないのですか。

中原農山漁村振興課長

四国内では愛媛県で確認されているようなのですが、高知県では未確認と聞いております。

寺井正邇委員

そんなにまだ広がっていないようですが、愛媛県ではもう既にそういうことになつていると。先ほどの答弁の中にもありました、今切川とか鳴門……

（「すごいことになっています」と言う者あり）

なつてゐるのですか。鳴門はレンコンも作っていますので、いわゆる広がる可能性が非常に大きいです。

テレビを見ておりますと、アメリカや中国、それからオーストラリアとか、既に国が対応しているような話もちらっと出ておりましたので、本当に次第に農家が少なくなっていく、田畠というか田んぼの管理がなかなかできない中で、早急に対応しておかないと大変なことになっていくんではないかと、非常に心配しております。

これにつきましては、どうぞ一つ県も力を入れて対応策を練っていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

もう1点は、これも私は実はその係というと語弊があるのですけれども、一般社団法人徳島県農業会議の役員をしているわけですが、皆さんも御存じのとおり、自然エネルギーということで太陽光発電の話があるわけでございます。特になぜ農業の世界の中で太陽光発電の話をするのかといいますと、営農型太陽光発電というのがございまして、下に作物を植えて地上3mの位置にパネルを置いて発電するという世界で、実は決まりでは収量が通常の8割を取れたらOKという話なのです。

そういうことで、実は取り組んでいる農家もたくさんいらっしゃいますし、農家は土地を貸して業者が太陽光発電を設置して、売電も多分業者の方に入っているのかなとも感じるわけでございますけれども、実はこれには大きな問題があるように私は思っております。

今、一般社団法人全国農業会議所の中でも稻垣専務理事という方が、営農型太陽光の現在地という意見を言っているわけでございますけれども、実は私どもは毎月、農地転用とかそういう議論をしているわけでございますが、毎回毎回、営農型太陽光が議案として出てくるわけでございます。実は不思議な世界でございまして、収量8割をキープしなければいけないのですけれども、例えばサカキであったり、シキミ・シキビというような花木を植える人もいるわけです。

そうしたら、それはなかなか成長しないわけとして、3年が一区切りなのですけれども、3年以内に出荷できるのかという具合です。本来ならば、2年目から営農ができなければいけないのでできないので、その理由は木がなかなか大きくならないからとか、土地の改良ができていないから木が伸びないとか、そういう話になって3年があつという間に過ぎるのです。

そうしたら、更新時期になったらまたその話が出てきて、大きくなっているから植え替えをして、また3年いけると。真面目にしている人は非常に真面目にしているのですけれども、そういう制度があるから利用するのでしょうか、そういうような格好で、毎月、一般社団法人徳島県農業会議で審議会があるわけでございますが、何の意味もないし、役にも立たない。私は議長なので余り発言はしませんけど、きちんと営農できているのかと、8割取れていないのでないかという話をするのです。

皆さんも御存じかと思いますけれども、作物だったら何でもいけるという話で農林水産省がOKを出しているのだろうけど、実際は作物かというのでさえOKの状態になっている。県に言ってもOKという世界になっている。

御存じのとおり、ヨモギであったりクローバーであったり、例えばクローバーが畜産農家と契約していると、それは営農としての契約になっているのかという話なんです。ヨモギもそうですし、それからジュウヤク、そういう余り参考にならないようなものがいろいろと出てきて、農林水産省であったり、それからどこが指導してくれるのだといったら、県外の人がこういうことをやっていますというような話を例にして、それでOKということになっています。

それも不思議だと思うのは、県南でお米を太陽光と一緒に作っているところがあるので、東京大学農学部の人たちがその検証をしたら、太陽光でやると80%の収量は確保できないという結論が出ているのです。農業新聞に大きく出ていました。なのに、徳島県の審議会では徳島は取れるという話になります。

どこを参考にしたらいいのかと思うのですけれども、それは徳島で取れるというからOKということになっているのですが、現実としてそういう問題がある。

ヨモギなんかの薬用植物とか、モグサなんかも使えるのかな。そんなこともあっていいのかなと思うのですけど、それが果たして本当に営農として8割がキープできているのかと、不思議でならない。

また、サカキにしても、今は県内でたくさんの方がそういうのを作っていますので、事例があるわけですけれども、それをどこへ出すかというと東京へ出荷するのだそうです。どれだけの売上げがあったか、私は実態がよく分かってないのだけど、あのサカキが本当にどんどん広がっているわけです。

それが本当に東京に送って営農になっているのかという不思議な世界もあるので、最初の事例はどこで作っているのだといったら八丈島とかが出てきて、そういうところが参考の事例になっているわけです。

そういう中で、委員会が議論を一生懸命やるわけですけど、それをなめたような世界で、3年したらまだ出荷もできてないのにOKで、継続でまた3年いこうとする。そういう状態で、真面目にする人としない人で大きな違いがあるので、国の指定でこういうのがOKで、全てのものがほとんどOKということになっているのでなかなか難しいかと思いますけれども、徳島県は徳島県独自の、一つ徳島でこういう作物を作つて営農型太陽光をやるんだという方向で、指名ができないかと思っているのです。

是非、徳島県で作られている作物が対象であればOKですという世界を作つてもらえないのかなと思うのですけれども、いかがですか。

矢野農林水産政策課農地政策室長

ただいま寺井委員から、営農型太陽光発電設備の経営モデルに関する御質問を頂きました。

委員からも御説明いただきましたように、ソーラーシェアリング、営農型太陽光発電設備については、上部空間と太陽光発電設備を設置し、営農を継続しながら発電を行う事業とされておりまして、営農と発電が両立することが重要となってございます。

営農型太陽光発電設備の設置された農地の営農については、適切な農地営農を確保するため、許可条件として下部農地において栽培する農作物の単位当たり収量が同一市町村の平均単収、標準単収といわれますけれども、標準単収と比較しておおむね8割の単収が見込まれることとされております。

ただし、統計として単収がないような地域でしか栽培されていない作物では、県外や独自の栽培実績データを引用して標準単収を設定することが認められているところでございます。

具体的には、栽培されていない又は先ほど委員からも御紹介がございました、時間を要する農作物の場合の標準単収については、知見を有する者の意見書に加えて、当該市町村内での試験実績又は県外のデータが使われる場合はございますが、収穫の根拠を含む栽培理由書を提出いただくことによって、標準単収を設定することが可能になってございます。

この部分で常に議論となり、地元の農業委員会、また諮問機関としてお仕事いただいております一般社団法人徳島県農業会議において苦慮しているところとなってございます。

県としましても、希少品目であっても、できるだけ県内の試験データがあるものは積極的に採用を働き掛けているところであり、またデータの出所等については十分精査してまいりたいと考えてございます。

また、令和6年度に営農型太陽光発電の規制を強化したところですけれども、改めて現在、令和7年5月に入って以降数回にわたって、望ましい営農型太陽光発電に関する検討会が開催されておりまして、不適切な事案も散見される中、全ての営農型太陽光発電の取組を農山漁村にとって有益な共生型の取組へ誘導することを目指し、議論が進んでいると聞いております。

その内容は、正に地域の判断に資する、望ましい取組の指標を分かりやすく整理することで不適切な事案を排除しつつ、優良な取組の標準化を図りたいということを論点にして議論が進められておりまして、品目や生産性、生産者、地域共生をキーワードに、いわゆる食料安全保障の確保の支援や、生産に時間が掛かる農作物の取扱い、それから将来にわたり営農が担保される耕作者の考え方、営農者への利益還元の在り方、市町村を含む地域関係者との合意形成の在り方といった点が議論を進めるべき項目となっております。

県としては、このような国の議論を注視しながら、適切な制度設計がされるよう働き掛けてまいりたいと思います。

また、今後とも適切な営農型太陽光発電設備の許可事務が適切に行われるよう、努めてまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

寺井正邇委員

なかなか難しい要件が出てくると感じるわけでございますけれども、一つだけ確認しておきたいのですが、例えば違約といいますか約束事が守られていない場合にこれを止めさせる、いわゆる営農型太陽光発電は駄目ですと県としては言えるわけですか。

矢野農林水産政策課農地政策室長

ただいま、営農型太陽光発電設備の下部営農が適切に行われなければ、県として止めることができるのかという御質問を頂戴したところでございます。

営農型太陽光発電設備の下部農地での営農について、営農不十分の場合、許可権者は県であったり、権限移譲を受けていただいている市町村であったりするわけでございますけれども、許可条件違反、いわゆる8割営農ができていないという許可条件の違反を根拠に原状回復を命令できることとなっております。

改善が見られない、許可基準を満たさない事例については、許可権者である県、市町村において指導勧告、不許可、原状回復命令といった厳格な対応を行ってきているところでございます。

寺井正邇委員

なかなか難しい問題、大きな投資をしたものを止める困難さも出てくるのかなという感じがするわけでございますけれども、とりあえずルールを守るというか、まずそれに全力を挙げていただきたい。そして先ほども言いましたように、徳島県ではこの品目、作目はOKですという世界をできれば作っていただきたい。その中で許可できるようにしてほし

いと思っているところです。

難しい課題もありますけど、是非頑張っていただいて、毎月毎月、我々は各市町村の農業委員、会長さんが来たり、それから申請があったものを議論しているわけでございますけれども、それが本当に無駄なことにならないように一つ御指導いただければ有り難いと思っていますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

特に、今日ここで言うべきではないのかかもしれませんけれども、農地が遊んでいる所に太陽光発電をするのは良いのではないかという話もあるのかなと思うわけでございますが、自然エネルギーを利用したエネルギーの問題ですけれども、皆さんも御存じかと思いますが、今、ペロブスカイト太陽電池という薄っぺらい太陽光発電ができるものができています。積水化学工業株式会社かパナソニックホールディングス株式会社かが作っています。エネルギーが要るのだったら、できたら県や市町村も公共の施設でそれをビルに貼り付けて発電すればいいと思うのです。

農地はこれから食糧難とか、いろいろ非常に厳しい中で大事に守っていかなければいけないと思うのです。農林水産部だからそんなことは言えないのかもしれませんけれども、太陽光で、もっとほかの方法があるのではないかと私は思うのです。

今後、そういうことも含めて一つ御指導いただければと思いますので、どうぞよろしくお願ひします。

岡田晋委員

それでは、漁業管理調整課及び水産振興課にお聞きします。

県民のみんながどうなるかと心配している、吉野川の漁業権についてです。

6月定例会の本委員会での質問に対し、漁業権が取り消された後は漁業調整規則及び内水面漁場管理委員会指示の規制により従来の秩序を維持していく必要があると考えており、漁業監督吏員や水産資源保護監視員などによる巡回を強化する、流城市町や河川管理者など関係者とも協議しながら、吉野川の豊かな水産資源を後世に残せるよう、適切な管理办法について検討してまいりたいとの答弁がありました。

今後の吉野川の在り方について検討した結果、どのような結論が出ているのかお聞きします。

嶋村漁業管理調整課長

ただいま岡田委員より、今後の吉野川の在り方を検討した結果について御質問を頂きました。

現時点では漁業権の取消しが確定しておりませんので、まずは、漁業法の規定に基づき吉野川の漁業権を取り消すべきか否かについて、手続を進めているところであります。

仮に今後、漁業権が取り消されたということになりましたら、その後の吉野川の在り方については、現在、この取消しの手続と並行して検討しているところであります。

岡田晋委員

いまだ検討中であるとのことですが、取消手続を進められていると思います。取消処分は極めて重い不利益処分です。

県としての判断は不適切だと考えますが、見解をお聞かせください。

嶋村漁業管理調整課長

ただいま岡田委員より、漁業権の取消処分についての県の見解ということで御質問を頂きました。

令和6年度に、吉野川の第5種共同漁業権者であります吉野川漁業協同組合連合会ほか3漁協が、漁業法で義務付けられている水産動植物の増殖を怠っていることを県で確認しましたため、漁業法第169条第1項の規定に基づき、本年1月8日に令和7年5月31日を履行期限とする増殖命令を発出いたしました。

増殖命令の履行期限でございます本年5月31日以降に、漁業権者に対して履行状況の報告を求めましたところ、アユの義務放流量が56万尾であるところ、実際の放流尾数は3漁業権者合計で26万7,000尾余りに過ぎなかつたことから、増殖義務を果たしていないことを確認いたしました。

漁業法169条第2項では、増殖命令に従わないとときは、都道府県知事は、当該漁業権を取り消さなければならないと規定されておりますので、この度、漁業権の取消しが妥当と判断したものであります、この判断は適切であると考えております。

岡田晋委員

吉野川漁業協同組合連合会が、総会の決議どおりのアユなどの稚魚放流を怠ったことに対し、再発防止策を求める県の説明で、計画どおりに放流しなかつた責任の所在と明確化、法令遵守体制の確立、内部監視体制の整備と実効性の確保の3点について、回答期限の4月30日までに提出されませんでした。

その場合、水産業協同組合法の規定では、漁連が措置命令に従わなかつた場合、県は業務停止や役員改選、解散を命じることができます、どういう理由でされなかつたのでしょうか。

また、県は指導監督官庁としての役割を果たせていますか。お聞きします。

岡久農林水産部次長（水産振興課長事務取扱）

県は指導監督官庁としての役割を果たしているかという御質問でございます。

吉野川漁業協同組合連合会におきまして、令和6年の総会で決議されましたアユなどの放流事業について、組合員からの賦課金や遊漁料の収入に見合つた放流事業の履行が確認できず、また履行しない正当な理由も認められなかつたことから、水産業協同組合法に規定する役員の忠実義務違反と判断しまして、本年4月11日付けで同法に基づく必要措置命令を発出し、役員が総会の決議を遵守して事業を執行するよう再発防止策を策定して、4月30日までに県に提出するよう求めたところです。

その後、提出期日が過ぎた5月8日付けで吉野川漁業協同組合連合会から提出された回答では、必要措置命令により命じた内容が履行されたとは判断できないことから、今後、必要措置命令の再発出を念頭に適切に対応してまいります。

岡田晋委員

それでは、必要措置命令の再発出をお考えになられていることですが、どういった内容の命令を発せられるのでしょうか。お聞きしたいと思います。

岡久農林水産部次長（水産振興課長事務取扱）

必要措置命令の内容ですが、今後、連合会の役員が総会の決議を遵守して業務を行うよう、連合会としての法令遵守体制の確立と内部監査体制の整備を求める内容としたいと考えております。

岡田晋委員

9月に入り、落ちアユのシーズンが到来してきました。6月の本委員会では、本年1月、法に基づき5月31日を履行期限とする増殖命令を発出し、増殖命令の履行期限が経過したため、各漁業権者に6月30日までに履行状況の報告を求めるとのことでした。

その後どうなっているのか、6月定例会の本委員会後に、県として吉野川漁業協同組合連合会や各漁協に対してどういった指導を行ったのか、指導内容と経緯の状況を教えてください。

嶋村漁業管理調整課長

ただいま岡田委員より、6月定例会の本委員会後に漁業権者に対してどのような指導を行ったのかという御質問を頂きました。

本年1月8日に増殖命令を発出した後は、漁業法の規定では、漁業権者による種苗放流等の実施結果を基に増殖命令に従っているか否かを判断し、漁業権の取消しについて最終決定することになります。

したがって、6月定例会の本委員会以降は、6月30日までに各漁業権者に増殖命令に対する履行状況を報告するようにという指導を行っております。

岡田晋委員

吉野川漁業協同組合連合会は、過去の数々の口頭や文書での指導に対して全く是正の姿勢が見られなかった事実があると聞いており、早い段階で更に踏み込んだ積極的な手当ができていれば、今回のような事態は回避されていた可能性は十分あると考えております。

県として、過去においても吉野川漁業協同組合連合会に対して適切な指導がなされていたのかどうかお聞きします。

嶋村漁業管理調整課長

ただいま岡田委員より、過去においても吉野川漁業協同組合連合会に対して適切な指導をしたのかどうかという御質問を頂きました。

吉野川漁業協同組合連合会に対しては、少なくとも平成29年度から再三にわたり、漁業権の適切な行使や健全な連合会運営を行うよう指導してきたところです。

また、令和6年3月に漁業権が脱退3漁協と共有になった後も、漁業権の取消しにより組合員に多大な不利益が及ぶことから、義務放流の不履行により漁業権が取り消されることがないよう、吉野川漁業協同組合連合会に対し、幾度となく共有漁協と協議を進めるよ

う指導、助言をしたところです。

また県でも、脱退3漁協と漁業権行使協定の締結や義務放流に関する協議の場を設定するなどしており、適切に指導してきたと考えております。

岡田晋委員

出向いていってではなく、電話による指導が主だったようにお聞きしております。対面を恐れずに丁寧に指導するべきであったと考えます。

さて、説明のあった増殖命令に従わず義務の不履行が確認されたようで、漁業権の取消しが妥当だと判断の下、今月12日に、県として漁業法に基づき徳島県内水面漁場管理委員会に諮詢したことを新聞報道で知りました。

答申があった場合、漁業権の取消しはいつになるのでしょうか。

嶋村漁業管理調整課長

ただいま岡田委員より、徳島県内水面漁場管理委員会から答申があった場合、漁業権取消しはいつになるかという御質問でございます。

徳島県内水面漁場管理委員会では、10月22日に漁業権者から意見の聴取を行う予定であると伺っているところです。

徳島県内水面漁場管理委員会は独立した行政委員会であるため、答申内容や答申の時期については委員会での御議論の状況によるところで、県では申し述べることはできませんが、一方で、委員会での審議や意見集約などが進み、仮に11月末までに委員会から取消しが妥当との答申がなされれば、県での事務手続に要する時間を考慮いたしますと、早ければ年内にも取消しに至るものと考えているところです。

岡田晋委員

説明をお聞きする限り、吉野川には漁業権がなくなり、公共河川の自由使用同様、誰でも自由に魚を捕ることができるようになります。

今までに各漁協が担ってきた吉野川の秩序、保安、環境保全対策が無くならないよう、国管理の吉野川なのですが、県として漁業権の許認可に関わる行政処分のみを仕事として捉えこの問題を終わらせるのではなく、前述の秩序、保安、環境保全の問題点を県庁各部署で共有し、今後の対策と取組を考えていただく必要があるかと思いますが、いかがでしょうか。

嶋村漁業管理調整課長

ただいま岡田委員より、秩序、保安、環境保全等の問題点を各部署で共有し、今後の対策について考える必要があるかという御質問を頂きました。

県としては、吉野川が無法地帯とならないよう、従前からある徳島県漁業調整規則による規制に加え、漁業権行使規則や遊漁規則など、現在の漁業権者による独自の規制については徳島県内水面漁場管理委員会指示により担保するとともに、関係機関と協力し、県の漁業監督吏員などによる巡回を強化してまいりたいと思います。

また、県の関係部局のほか、河川管理者、流域市町、県警などとも漁業権取消後に生じ

る課題などについて情報共有を行い、今後、適切な管理方法などについて具体的に検討を進めてまいりたいと考えております。

岡田晋委員

吉野川の漁業権が取り消された場合には、自由にアユやアマゴを釣ることができるようになりますが、漁業権に基づくアユやアマゴなどの稚魚放流が行われなくなり、水産資源が維持されず漁場管理もできず、今までにはない悪い状況になる懸念がされ、重大な事態が生じるとお聞きしております、その影響は大きいかと思います。全国的に例を見ない状況になり、とても憂慮しています。

吉野川に一時漁業権が無くなっても、県として行政の調整機能を発揮して、別の形で新たに吉野川における漁業権を復活させる努力をする必要があると思いますが、見解をお聞きします。

嶋村漁業管理調整課長

ただいま岡田委員より、県として行政の調整機能を発揮し、漁業権を復活させる努力の必要があるのではないかという御質問を頂きました。

仮に取消しになった後、吉野川に漁業権を新たに免許することは漁業法上可能ではあります、そのためには、改めて利用実態等の調査、河川管理者との協議、徳島県内水面漁場管理委員会への諮問、内水面委員会による公聴会の開催などを行った上で、漁場の位置、漁業種類、漁業権の存続期間、関係地区などを定めた現在の漁場計画を変更する必要がございます。

この変更した漁場計画に対して、県は漁業権の免許申請を受け付けることになるのですが、この際、申請者が免許の適格性を有していることが必要になってきます。

もし、改めて漁業権を免許するようになった場合、漁業法に基づき申請者が免許の適格性を有しているか否かを厳格に審査し、免許の可否を判断していくことになると考えております。

岡田晋委員

漁業権を取り消しておしまいではなく、吉野川の漁業権の今後について原点に立ち返って考えていただき、他県に恥ずかしくないような取組を要望します。

吉野川は亀ヶ森に源を発し194km、雄大な流れの中で豊かな恵みを運び育み、一時は藍の産業で流域が栄えた徳島の宝の一つです。

吉野川の漁業権が無くなっても、河川管理者の国と共に、吉野川の自然環境や生態系を守っていくのは徳島県の責務だと考えますので、今後とも、総合的に県民の貴重な財産、四国三郎吉野川を守り育む各種取組を考えていただくことを要望して、私のこの質疑を終わります。

次に、みどり戦略推進課にお聞きします。ターンテーブルについてです。

8月21日と22日に、東京へ自動車道整備の決起大会と四国新幹線の大会や省庁調査に行きました。せっかくなので、この機会にターンテーブルの現状を調査してみようと宿泊しました。扶川議員も同泊し、情報を共有しました。

6月の本委員会での説明では、一般的な物販店舗ではなく、飲食、宿泊、交流機能を通じ魅力体験できることが特徴とありました。

私からは後で調査結果を申し上げますが、担当の方は利用者の立場で行かれたことはありますか。行かれたのであれば、利用時の感想をお聞かせください。

新居みどり戦略推進課販売・物流支援室長

ただいま、ターンテーブルの利用時の感想について御質問を頂きました。

まず、ターンテーブルにつきましては、徳島県の認知度が低い首都圏におきまして徳島ブランドを発信していくため、他の自治体と全く異なる戦略的なプランディングが必要であるという考え方から、観光PRや物産販売を中心としたこれまでのアンテナショップとは一線を画し、あえて徳島を前面に出さずに、飲食や物販の機能に宿泊施設を加えることで、利用者の皆様に徳島と密に長時間接していくことで徳島の価値を発見していただくという仕掛けを持つ、全国初の泊まれるアンテナショップということで、平成30年2月にオープンいたしました。

レストランにつきましては、県産農林水産物の魅力を体感していただくために、徳島の食材をふんだんに使った豊富な料理を提供するとともに、宿泊施設につきましては、国内客はもとより、当時、2020年東京オリンピック、パラリンピックの開催で増加が見込まれておりましたインバウンドの皆様に、宿泊を通して相互に交流し徳島を感じていただけるように、ホステルとしてドミトリーや交流スペースを設けております。

また、ターンテーブルは、県産品をテーマにした料理の提供や県産品の販売など一定の運営条件を課しまして、県が建物を借り整備した施設を、運営事業者に一定期間、一定の家賃で貸し付けることにより、運営事業者の責任において効率的で質の高い民間のノウハウを生かした運営、経営を行っていただいております。

御質問いただきました施設利用者としての感想につきましては、まずレストランは、これまでにもイベントや打合せで何度も利用させていただいておりまして、昼食につきましては、1,980円で徳島の食材をふんだんに使った日替りメニューに加えて、徳島の野菜を使ったサラダや惣菜が食べ放題になっておりまして、徳島のおいしい食材を堪能することができました。

夕食につきましても、徳島の食材を使ったバラエティ豊かな料理が提供されており、満足できるものでございました。

宿泊施設につきましては、少し前なのですけどツインの部屋に宿泊しまして、ホステルとしてアメニティやサービスは必要最低限のものが用意されておりまして、周辺ホテルに比べて割安であったことから、特に不満は感じませんでした。

また、最近利用した職員に聞いたところ、シングルルームは徳島をPRするためにスダチや藍といったコンセプトでしつらえられており、民間事業者ならではの工夫を感じたということでございました。

岡田晋委員

それではお聞きします。今、すごく良かったように言われたのですけど、普段から利用者の声は聞かれていますか。宿泊客はインバウンドの方々が多いようですので、一見客の

声は余りないと思います。声がないのは良いのではありません。顧客満足度を高めるためのアイデアはありますか。また、改善に取り組んだことがあれば教えてください。

新居みどり戦略推進課販売・物流支援室長

ただいま、これまで利用者の声を聞いていますか、顧客満足度を高めている取組があるのかという御質問を頂きました。

ターンテーブルの宿泊利用者につきましては、委員お話しのとおり、約7割がインバウンドの利用者となっております。

これらの宿泊利用者の声につきましては、チェックアウトの際などに窓口の職員が伺うとともに、インターネットの予約サイトのプレビューなどで確認して、お客様のお声を伺い、これを踏まえて必要な改善に取り組んでいると聞いております。

今後とも、運営事業者と連携を密にして、顧客満足度を高める取組を進めてまいります。

岡田晋委員

お聞きすると、余り改善はなされていないようです。それでは、私の宿泊させていただいた調査結果、感想をお話します。

正直に、今までに宿泊したビジネスホテルと比較をしてみました。まず、渋谷駅から遠く入り込んで分かりにくい、行きにくいこと。入り口が二つあり、どこから入っていいか分からぬ。入るとロビーが狭く、廊下の一部に受付があるようでした。受付の後ろにあるターンテーブルの名前のいわれの展示物が場所を取り過ぎて、正面に展示している浮世絵は良いのですが、写楽のイメージがない。食堂のレストランについて言えば、くつろぎのスペースとしてレストランを活用できるようにすると良い。パンもカウンターに置いているのだから、朝はコーヒーが飲めるようにすると喜ばれると思います。

隣の公園との間のスペースに植木鉢が雑然と並べられ、公園からの雨水の排水がなく、大雨時にレストラン、家具、壁面50cmの高さや水漏れの原因になっています。

宿泊した部屋については、ドミトリー以外はほぼ同じ作りでした。まず部屋に入って上着を脱ぎ、ハンガーに掛けます。吊るすところは4か所ありましたが、ハンガーが二つしかありません。冷蔵庫がなく、冷たいお茶の買い置きができません。テレビも無く、サービスで提供される水もありません。洗面スペースにあるビニール袋に入った使い捨ての白い紙コップ、これと一緒に、余りにも粗末です。そのビニール袋を捨てようにもごみ箱はありません。歯を磨き、コップを置こうにも洗面棚がありません。歯ブラシは一度使ったら、御覧のとおりブラシの先が曲がってしまい、粗悪品丸出しです。シャワーを浴びてドライヤーを使おうとすると、コンセントが見当たりません。仕方なくベッドスペースでドライヤーを使うと、そこには鏡がありません。部屋の中での移動を余儀なくされて、移動していると、ベッドの角が鋭利で足に当たり怪我しそうになったと聞きました、同泊者ね。

値段はというと、素泊まりで1泊1万7,500円から2万5,850円の設定で、私はネット予約で2万2,350円でした。ちなみに、香港最終便で行った香港ディズニーランドのホテルは1泊1万6,666円で、前述の施設の設備やサービスは全て完備しており、お水はペットボトルではなく瓶入りのもので、歯ブラシは御覧のように木です。SDGsを考えている

歯ブラシで木製でした。

こういった状況を工夫して、一般的なビジネスホテル並みに改善できると思いますが、いかがでしょうか。

新居みどり戦略推進課販売・物流支援室長

ただいま、ターンテーブルのサービスの改善について御意見を頂いたところでございます。

先ほども御説明しましたが、ターンテーブルの宿泊施設につきましては、ドミトリーや交流スペースを設けた旅館業法上の簡易宿所、ホステルとして運営させていただいております。

これは、利用者に相互交流をしていただく目的のためにこういう形にしておりまして、そのため、客室内にテレビや冷蔵庫を置かず、各階にあります共有スペースに冷蔵庫や洗濯機、ドライヤーなどを設置させていただいております。

また、宿泊料につきましては、繁忙期や閑散期、空室の有無など時期や状況に応じて変わる変動価格となっておりまして、直近の9月平日の平均宿泊料では、渋谷のホテル30軒の平均価格が2万2,000円であるのに対して、ターンテーブルのシングルの1泊は平均1万9,000円ということで、周辺のホテルよりもやや安値となっております。

予約状況につきましては、インバウンド観光客をメインに好調と聞いておりまして、昨年度の客室稼働率は7割を超えておりることから、宿泊客からは一定の評価を頂いていると認識しております。

委員から頂きました詳細の御指摘につきましては、運営事業者に改善をお願いするとともに、県としても、しっかり検証してまいります。

今後とも運営事業者と連携し、利用者の声を踏まえたサービスの向上を推進してまいります。

岡田晋委員

県民の方はターンテーブルの存在を余り知らないと思います。そこで存在を広報する必要があるかとも思います。

そして、県民の方が東京に行ったら一度は訪ねてみたい、泊まってみたいと思えるターンテーブルにするため、県民割引や県民に限ってのインセンティブを新設し、県民がより利用できる取組を進めてはどうでしょうか。

新居みどり戦略推進課販売・物流支援室長

ただいま、ターンテーブルの県民の利用促進につきまして御質問を頂きました。

ターンテーブルにつきましては、首都圏における情報発信と交流の拠点であることから、現在は修学旅行や同窓会、県人会などの利用促進に取り組んでいると聞いておりまして、昨年、一昨年は、徳島県立城西高等学校の修学旅行や神山まるごと高専の視察に御利用いただくとともに、徳島県立富岡東高等学校の同窓会や県出身者若手交流会、東京本部を通じて県人会、役員会等でも御利用いただいているところでございます。

県民の利用促進に向けたインセンティブの御提案につきましては、現在設置しております。

すターンテーブル運営評価委員会で設置効果の検証評価をしていただいておりますので、これを踏まえて、今後の取組については研究させていただくとともに、県出身者の方や県民の皆様にターンテーブルを御利用いただけるよう、しっかりと取り組んでまいります。

岡田晋委員

是非、県民割を考えていただきたいと思います。インバウンドの個人の方は物を申しません。日本らしさを求めて、博物館、居酒屋、公園、自然を楽しみに来られます。ヴィーガンやベジタリアンの方も多いそうです。そのニーズに応えられるよう、是非ともスピード感をもって改善を図り、より快適なターンテーブルにしてください。

6月定例会で漏水対策工事が必要と言っていましたが、私がお聞きする限りは、窓枠などからの雨漏りは発生していないく、壁に水がにじむことはよほどの大雨でない限りめったに起きないそうです。壁や床にも水がにじんだ後の染みは見受けられませんでした。

9年目のターンテーブル当初の目的は達成し、一定の効果は見られたかと思います。ただ、県が年間4,500万円を出して建物を借りて1,500万円で貸して、県は毎年毎年3,000万円の支出があるということです。

そういうことに対して、費用対効果や、徳島の物産を売る場所とかをいろいろPRする方法については、今後、その在り方についても考え方もあるかと思いますが、次の委員会で議論させていただきます。

井村保裕委員

今の岡田晋委員の、最初の内水面の吉野川の件で、これまで新聞の記事でしか知らなかつたんですけど、今のやり取りを聞いていまして気になったのが、それまでずっとその連合会で放流事業をやっていたが3漁協がやっていなくて、協議した結果、取消しになるかもしれない、今も協議されているということなのですけど、もしそれが取り消されたら、漁業権が設定されてない空白地帯、委員が言われる無法地帯になってというやり取りだったのですけど、残った漁協さんは、これまでどおり放流作業をされるのでしょうか。

嶋村漁業管理調整課長

残った漁協も、漁連とあと3漁協で今の漁業権を共有しているのですけれども、その4者が合わせて56万尾を放流しなければいけないとなっているところを、27万尾少ししか放流していないと。

この先、残った漁協が放流するかというと、漁業権がなくなったら放流義務がなくなるので、そもそも権利に基づいて賦課金とかを組合員から徴収しているのですが、組合員が漁業ができなくなってしまうので賦課金が取れないという状況にもなるので、そこはどうなるかは分からぬのですが、難しいのではないかと思っております。

井村保裕委員

確認させていただいて良かったです。

私はこれまで、残った漁協がやって、3漁協がやらないので空白地帯が出てきてという、それってやっているところにしてみたら、多分シジミやハマグリだったらそこら辺にいる

のだろうけど、ウナギとかアユとかアマゴとか尻尾が付いているやつを放流したら、ずっと上がっていって下ってくるのに、それこそトラブルの元になるのだろうと思っていましたので、そこらの空白地区はどうするのだろうと思いながらやり取りを聞いていたのです。その放流自体が無くなるのも大きな問題であって、それこそ保護活動、海面もそうなのですが、そういうのをやっていました、保護期間を作ったり、稚魚放流したり、やっていました。内水面でも同じと思うのです。

その放流作業をやらなければいけないと思うので、そこらは県が補助金を足してでも残った漁協にやってもらって、空白地帯は禁漁区にするなり何なりして、そこでエリアを作るのも一つの考え方かなと思います。そこらあたりも踏まえてしていただきたいと思います。これは意見です。

もう1点、お聞きしたいと思います。

事前委員会で、椿泊漁港荷さばき所の指定管理候補者の選定について御説明がありました。

これから5年間の期間で、指定管理料については県からの支払はなし、椿泊漁港荷さばき所の運営により得られる利用料金を指定管理者の収入とし業務を行う利用料金制を採用するという御説明で、今後のスケジュールが示されております。

最初に、指定管理者はどのような業務を行うのですか。その作業内容について教えてください。

野村生産基盤課水産基盤・国営担当課長

ただいま井村委員より、椿泊漁港荷さばき所の指定管理について、指定管理者はどのような業務を行うのかという御質問を頂きました。

指定管理者が行う業務は大きく3点ございまして、まず1点目が、漁業者が水揚げをする水産物を荷受け、選別し、入札を行った後出荷するまでの一連の荷さばき作業、それと法定を含む点検、清掃、修繕等の施設の維持管理業務、最後に冷凍冷蔵庫や会議室の利用許可に関する業務を実施していただくこととしております。

井村保裕委員

そうしたら、その指定管理料についてなのですが、県からの支払はありませんと。その扱った漁獲量の口銭で運営してくださいということなのですが、まず、その扱った口銭だけで大丈夫なのかと素朴に思うのですが、それだけ扱っている量の見込みがあるから、この場所に選定してそういう事業を始めたのだろうと、これで多分賄えると判断されているのだと思うのですが、黒字、赤字が出てくると思うのです。黒字、赤字が出た場合、県としてどのような対応をされるのですか。

野村生産基盤課水産基盤・国営担当課長

ただいま井村委員より、椿泊漁港荷さばき所の指定管理業務で黒字が出た場合、また赤字が出た場合には、県がどのように対応するのかという御質問を頂きました。

まずは黒字が出た場合になりますが、この黒字額、利益の2分の1を県に納付していただくこととなります。また仮に赤字が出た場合でも、県からの赤字の補填は行わないこと

としております。

井村保裕委員

黒字だったら、県に半分納めてください、赤字だったら、請け負った業者さんがそのまま赤字を受けなさいと。それはそれで大丈夫かな、良いのかなと思うのが1点です。

これは県有施設になるわけです。私がここに来た時は、椿泊漁港に整備で荷さばき所ができますということで、それまでの経緯は新聞報道しか知らずにここへきました。

ここで説明を受けて、今聞いたような立派な県有施設ができるのだと。イメージ的には、単位漁協が施設整備をするのに、国、県、市の補助金をもらって、受益者負担を出して一つのそういう施設を造るのだったらイメージが湧いたのですけど、今回、椿泊のこの港に岸壁を整備して、コンペアを付けて、荷さばき所を造って県有施設としてやるとなつたのですけど、その理由です。目的と理由、そして県単独の事業ではないと聞いていますので、国、県、市の補助率も併せてお聞かせください。

野村生産基盤課水産基盤・国営担当課長

ただいま井村委員より、椿泊漁港荷さばき所の整備に係る事業費の負担割合と、なぜ県が行っているのかという御質問を頂きました。

まず、椿泊漁港荷さばき所の整備は、水産庁の国庫補助事業の水産流通基盤整備事業を活用しております、県が事業主体の場合は、負担割合は国費が50%、県費が36%、地元が14%となっております。

椿泊漁港は県下最大の漁船漁業の基地であることに加えまして、阿南市7漁協に集約化の意思があること、水産庁の補助事業であります水産流通基盤整備事業の採択要件である水揚げ量が、年間3,000t以上見込まれる唯一の漁港であります。

県が整備する理由につきましては、県民への安全・安心な水産物の安定供給という公共性を有すること、また阿南市7漁協に加え、海部郡内の漁協からも入荷が見込まれる広域性を有することなどから、県が整備を行っている状況でございます。

井村保裕委員

50%、36%、14%で、地元の負担金が14%あると。阿南市が14%を出したから、地元負担金はなくていいけたという考え方。県有施設は県の事業なので、本来するのだったらそうなのだけど、県がするので50%、36%、14%で負担してこの施設をしたと、了解いたしました。

あと、今後の見通しです。新しいうちは修理とかは多分ないと思うのですけど、ずっと委託管理してもらっていて、経年劣化して改善、故障が出たときに、そこの責任というか補修の割合とか、そのあたりはどういう対応をされるのですか。

野村生産基盤課水産基盤・国営担当課長

ただいま井村委員より、椿泊漁港荷さばき所は県有施設となります、施設や設備の修繕は誰の負担で行うのかという御質問を頂きました。

施設整備の修繕につきまして、税込みで100万円を超える修繕につきましては県が実施

し、100万円未満の修繕につきましては指定管理者の責任において実施していただきます。

ただし、指定管理者の実施する修繕費の合計が年間200万円を超えた場合は、県が超過部分を負担することとしております。

井村保裕委員

本当に良い施設ができたのだと思います。橘湾の水産物が1か所に集まったおかげで大きいロットができる、そのロットで魚価も上がるだろうし、漁業者の負担も軽くなるのだろうと。そういった意味では本当に良い施設だと思います。地元からも良いな、羨ましいなと聞こえています。

今言われたように、椿泊、橘湾、周辺から持ってくるのだったら近くの漁協、ただ七つの漁協でさえ、それぞれの漁業者がそれぞれの取引先でやっている中で、ではスタートいたしました、そこは一発に椿泊を持ってきてくれるのか、そういった心配もあるのですけど、そういう体制づくりができる、多分、橘湾周辺の漁業者の負担軽減にはなるのだろうと思います。

阿南だけとは違いますよね、海部郡から小松島、徳島、長原、鳴門までずっと、それぞれいろんな業種が扱っている。この徳島県でそれぞれ海部なり、徳島なり、小松島なり、鳴門なりで、ここまで大きい施設ではなくても、そういう漁業者の負担軽減のために、一つに集まってロットを集めて出荷できる体制づくりも必要だと思うのです。

今、私も現場を離れているので分かりませんけど、少し前だったら底引きの人でも自分でさばいて箱に立てて、トラックに積んで市場まで運んでいた。そんな時代があって、業者さんが港に集めに来て、それでも余り大きなロットにはならない、ある程度のロットでなかったら入札をやっても魚価が上がらないという実情もあります。

阿南の椿泊が終わったので、今後の意気込み、順次元気な漁港から整備していきますと言ってほしいのですけど、今後の見通しはどうですか。

野村生産基盤課水産基盤・国営担当課長

先ほど井村委員より、椿泊が先進事例となるが、どのようにほかの地域に展開していくのかと、意気込みというような御質問を頂きました。

まずは、椿泊漁港荷さばき所を流通拠点として、阿南圏域を中心とした水産業の振興にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

また、県下のほかの圏域におきましても、将来を見据えた事業集約等の前向きな要望につきましては、椿泊漁港での知見を生かしまして、地域の実情に即した事業展開により、持続的な水産業の発展に寄与していきたいと考えております。

井村保裕委員

この前の経済産業部の価格転嫁のところでも話になりました、価格転嫁できる業種だったら良いと、できない業種もあるのですと岡田委員が言っていたのですけど、水産物についても需要と供給で値が変わっている。最近のいわゆる燃料費の高騰と網代、何もかもが高くなっている。新造船しても、今までの値で全然できない、1.5倍か2倍、エンジンも高くなっている。そんな状態で利益幅だけが薄くなっていた中で、こうやって負担を軽

減して、漁師が持続できるようにこれからも御支援していただきたい。

それぞれの港でも頑張っているところはたくさんありますので、順次整備していただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

仁木啓人委員

私が通告していましたのは、また次の11月定例会でさせていただきたいと思います。関連だけ一つ聞かせてください。

先ほどの椿泊のは、ちょうど10年ぐらい前に広域浜プラン、浜の集約化事業ということで、阿南で取組を始めて三つぐらい要件があったのです。荷さばき所を一つに集約することと、船のやり替えかな、何かそういうのに補助が、プランを作ったらそういうのができますというところが始まりだった部分があったので、もしほかの所にするのだったら、そうやって地元で合意形成を取ってくれるのだったら、できるかもしれませんぐらいの答弁だったら良かったのかなと申し上げておきたいです。

それで、先ほどの吉野川の分なのですけど、私は別で漁業権を取消するというときに、取消後にどうしたら元に戻るのですかと、全部なくなるのでしょうかという話を聞いた際に、厳格な審査の下というだけの話でなかつたはずなのです。

厳格な審査の中に、もっと何かすごい要件がなかつたですか。流域の住民の何割以上の同意が必要だとか、そういうのはありませんでしたか。

先ほどのだったら、何か厳格なのに応えたらすぐにでも戻るような感じだったと思うのですけど、そこのハードルがどれだけ高いのか確認させてください。

嶋村漁業管理調整課長

先ほど仁木委員より、漁業権の取消後の再免許の部分の要件について御質問を頂いております。

第5種共同漁業権の免許に当たっては、流域の関係地区は、吉野川の場合は第十堰の少し下から上まで関係地区となっておりまして、その関係地区内に在する漁民、漁業者の3分の2以上を占める者は、例えば組合に3分の2以上いる場合、免許申請できるようになります。3分の2に満たない場合は資格はないということで、その流域にいらっしゃる漁業を営んでいる方の3分の2以上を集めて、新たに免許申請をしていただく必要があると思いますので、その点は非常に厳しいものと考えております。

仁木啓人委員

だから1回漁業権を取消してしまった、剥奪してしまった場合はほぼ復活が厳しいのが前提なのだろうというのは、以前からお聞きしている中で思っていたので、難しいと分かった前提で取消するのであれば、今まで議論されていた、岡田委員や井村委員とかがおっしゃっていたように、県がどうやって水産資源を守っていくのかについては、取消と併せて、その時ぐらいまでは方針や方向性を出しておかなければ無法地帯になってしまうのではと思ってしまうのです。

だから、取消するのだったら、その後、そこら辺はどうするのかは示しておいていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

沢本勝彦委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

農林水産部関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、農林水産部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号、第9号、第10号、第11号

以上で農林水産部関係の審査を終わります。

次に、お諮りいたします。

委員長報告の文案はいかがいたしましょうか。

（「正副委員長一任」と言う者あり）

それでは、そのようにいたします。

次に、当委員会の閉会中継続調査事件についてお諮りいたします。

お手元の議事次第に記載の事件につきましては閉会中に調査することとし、その旨議長に申出いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

これをもって、経済委員会を閉会いたします。 (14時17分)